

第四次滋賀県環境学習推進計画（原案）に対する 意見・情報の募集について

令和2年12月18日
滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

滋賀県では、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」第6条の規定により、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るため、「滋賀県環境学習推進計画」を策定しています。

現行の「第三次滋賀県環境学習推進計画」の計画期間が今年度末までとなっていることから、環境学習に関わる多様な主体から意見を伺いながら、「第四次滋賀県環境学習推進計画」の原案を作成しました。この計画原案に対しての、県民の皆さんからの御意見を下記の通り募集します。

なお、お寄せいただいた御意見・情報は、これに対する本県の考え方を整理したうえで公表することとしており、個々の御意見・情報に直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

1. 実施期間（意見募集期間）

令和2年12月18日（金）から令和3年1月21日（木）まで

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載するほか、琵琶湖環境部環境政策課、県民情報室、合同庁舎の行政情報コーナー、琵琶湖博物館環境学習センター、滋賀県立図書館、滋賀県立大学に資料を備え付けます。URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/315564.html>

3. 公表資料

- ・第四次滋賀県環境学習推進計画（原案概要）
- ・第四次滋賀県環境学習推進計画（原案）

4. 計画（原案）のポイント等について

（1）環境学習をめぐる課題から求められるもの（P.5）

- ア 原体験として自然に触れ、普段から自然と関わる
- イ 「地域学習」の中で、人と自然とのつながりに気づく
- ウ 課題同士のつながりに気づき、分野を越えて取り組む
- エ 人材が育つ環境を整え、活動を支える
- オ 世界を視野に、琵琶湖の経験を伝え、学びあう

（2）第四次滋賀県環境学習推進計画（原案）のポイントについて

持続可能な社会づくり（SDGs 達成）に向けて、主体的に行動できる人を育てる環境学習を展開する上での基本的な視点として、①遊び、親しみ、「体験する」環境学習、②分野を越えて、「つながる」環境学習、③地球を視野に、「地域から取り組む」環境学習の3つに整理しました（P.9）。計画（原案）のポイントは次のとおりです。

- ア 原体験として自然に触れ、四季を通して普段から自然と関わることを課題に挙げ（P.5）、施策例として、令和2年度から開始した「しが自然保育認定制度」（P.27）を通じた自然保育に取り組む団体への支援や情報発信の充実を明記（P.18）。
- イ 学校教育だけでなく、公民館等でも取り組まれている「地域学習」に着目し、「地域学習」の中で身近な自然や環境を学習教材として生かしていくことが求められており（P.6）、地域と学校の連携・協働による地域の特性を生かした環境学習の推進を具体的に明記（P.27）。
- ウ 重点的に取り組む課題に「多面的な機能をもつ森林づくり」を新たに追加し、「木育」など

- により、森林と私たちの関係や森林の価値を理解し行動できる人育ての推進を明記 (P. 23)。
- エ “しがCO₂ネットゼロ”ムーブメントを踏まえた脱炭素社会づくり (P. 21) や、プラスチックごみや食品ロスの削減等による循環型社会づくり (P. 22) など、分野を越えて課題と課題のつながりを意識した環境学習の推進を明記 (P. 23, 24)。
- オ 世界を視野に、琵琶湖の経験を伝え、学びあうことを課題に挙げ (P. 6)、施策例に国際的な交流機会での情報交換や環境学習に関する協力を追加 (P. 19)。
- カ 近年相次ぐ自然災害や新型コロナウイルス感染症による社会への影響を踏まえ、人と人、人と自然といった「いのち」のつながりや私たちの暮らしを支える地域の大切さを明記 (P. 8)。施策例ではリモート環境での環境学習の推進を追加 (P. 18)。

(3) 計画改定にかかる検討過程

ア 滋賀県環境学習等推進協議会

令和元年 8月28日 第三次計画の実施状況について

令和元年11月26日 環境学習の状況や課題について

令和2年 2月 6日 第四次計画の骨子案について

令和2年 8月18日 第四次計画の素案について

令和2年10月16日 第四次計画の答申案について

※環境学習等推進協議会の開催状況は以下の県HPからご覧頂けます。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/hozen/300835.html>

イ 滋賀県環境審議会環境企画部会

令和元年11月18日 第三次計画の実施状況および改定について

令和2年 6月16日 第四次計画の骨子案について ※書面開催

令和2年 9月 1日 第四次計画の素案について

令和2年11月 9日 第四次計画の答申案について

※環境企画部会の開催状況は以下の県HPからご覧頂けます。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyou/22343.html>

5. 意見等の提出方法

(1) 郵送：〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課活動推進係あて

(2) ファックス：077-528-4844

(3) 電子メール：biwako-es@pref.shiga.lg.jp

(4) 「しがネット受付サービス」から応募

URL： https://s-kantan.jp/pref-shiga-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8839



6. その他

(1) 御意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず、住所、氏名（法人にあつては名称および代表者の氏名）、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、本計画策定のために使用することとし、公表することはありません。

(2) 御意見・情報は、日本語で提出してください。

(3) 電話による御意見・情報はお受けできませんので、御了承ください。

7. 問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 活動推進係

TEL：077-528-3453 FAX：077-528-4844

Email：biwako-es@pref.shiga.lg.jp